

大槌町新町地区産業集積地使用予定事業者 公募要領

大槌町では、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた市街地の復興に向け、被災事業者等が早期に事業再建するための用地を整備・提供し、復興を先導する拠点となる市街地を形成することを目的に、津波復興拠点整備事業を活用し、町内に産業集積地を整備しております。つきましては、以下のとおり使用予定事業者の公募を実施いたします。

今回は、新町地区の空き区画（C-15-2区画）の追加公募を実施いたします。

1 事業目的

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた市街地の復興に向け、被災事業者等が早期に事業再建するための用地を整備・提供することを目的とします。

2 応募対象者

民間の事業者及び団体

3 応募要件

- (1) 使用予定事業者（使用予定事業者が法人にあっては、その構成員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれと密接な関係を有する者でないこと。
 - (2) 町税等の滞納がないこと。
 - (3) 大槌町競争入札参加者に対する指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続をしていないこと。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (6) 建築物の設置を伴う事業を予定しており、使用許可後1年以内の着工が見込まれること。
- ※具体的な再建計画、建築計画がある事業者に限ります。

4 提出書類

No.	様式名称	備考	提出数
1	大槌町産業集積地公募申請書（様式第1号）	所定様式とする	各1部
2	大槌町産業集積地使用詳細（様式第1号 別紙）		
3	罹災証明書（※該当する場合。事業者としてのもの）		
4	住民票謄本又は商業登記簿謄本若しくは登記事項証明書		
5	完納証明書等町税等の滞納がないことを証明できる書類		
6	誓約書（応募要件に関するもの）		
7	その他町長が必要と認める書類	任意	適宜

5 使用予定事業者の選定方法

- (1) 選定方法について、1者だけの応募があった場合は、提出書類の内容を精査し、使用予定事業者としての可否を判断することとし、2者以上の応募があった場合は、提出書類の内容を精査の上、評点(※)を行い、使用予定事業者の選定を行います。なお、同点の場合は、抽選により選定するものとします。
 - (2) 応募状況及び申請者へのヒアリングにより調整を図る場合があります。
 - (3) 優先順位の下位又は調整の上、使用予定事業者として選定し難い場合には、落選する場合があります。
- (※) 評点基準は以下のとおりです。

審査項目	該当する	該当しない	根拠となる提出書類
1 東日本大震災に関連する被災事業者である	1点	0点	No. 3
2 仮設店舗退去期限に伴う要移転事業者である	2点	0点	No. 2
3 復興工事に伴う要移転事業者である	1点	0点	No. 2
4 大槌町内の事業者である	1点	0点	No. 4

6 公募区画について

【C-15-2区画】面積：1,114.93㎡（土地及び上下水道整備済み）

特徴：間口狭小

7 公募申請

- ① 提出期限 平成30年8月3日（金）午後5時 必着（郵送の場合も同様です）
- ② 提出先 〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
大槌町役場 産業振興部 商工観光課 商工班
電話 0193（42）8725
（窓口での受付は土日祝日を除く午前9時～午後5時）

8 スケジュール（※日程に変更が生じる場合があります。）

- ① 公募期間 平成30年7月10日（火）～8月3日（金）
- ② 使用予定事業者の選定 平成30年8月中旬（予定）
- ③ 使用許可申請受付開始 使用予定事業者選定後、随時

9 備考

- (1) 使用料は、固定資産税相当額となります。
- (2) 使用期間は原則5年とし、更新可とします。
- (3) 「建築物の整備を伴う事業を予定しており、使用許可後1年以内の着工が見込まれること」を条件としています。資材置き場など合理的な理由なく建築物の整備が行われない

場合は、使用の申請を受け付けないこと、又は使用許可を取り消すことがあります。

(4) 都市計画による産業集積地の用途地域は「準工業地域」です。建築基準法上、準工業地域に建築可能な施設を建てることができます。また、都市計画事業認可地であるため、建築には県知事の許可が必要です。沿岸広域振興局土木部企画調整グループにお問合せください。(沿岸広域振興局土木部 Tel 0193-25-2708)

(5) 新町地区産業集積地には地区計画が決定されています。用途地域による制限に上乗せして建築できない建築物があるほか、建築物を建築する際には町に届け出が必要になります。詳細につきましては大槌町復興局復興推進課まで、事前のご相談をお願いします。

(大槌町復興局復興推進課 Tel 0193-42-8714)

(6) 産業集積地は災害危険区域となるため、住宅等を建てて居住することはできません。

(7) 産業集積地では、盛り土造成を禁止しています。その他、土地の形状を変更する場合は、必ず事前に町役場にご相談ください。

(8) 使用許可を受けた産業集積地について、使用目的が達せられた場合は、事業用地を返還いただきます。返還する際は、自己の費用をもって更地に復旧して返還してください。